



2003年12月10日

**2004年版 IATA 危険物規則書第45版の変更点 (追加)**

IATA 危険物規則書第45版(2004年版)の第8章に「危険物申告書」の書式に関する記述がある。8.1.6.9.1(a)と8.1.6.9.1(b)に異なった危険物申告書本体の記載順序が規定されている。記述がハッキリしていないので、IATA から補足説明があった。それによると、危険物申告書本体の記載順序は下記のように変わっていく。

(1) 2004年12月31日までは使い慣れた現行の書式の順である。

PSN、Class または Div.番号、国連番号、PG、副次危険性

例: Acetyl chloride, 3, UN1717, II, 8 となる。

(2) 2005年1月1日より、二通りの記載順序が認められる。

PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、国連番号、PG の順序か

国連番号、PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、PG の順序でもよい。

例: Acetyl chloride, 3 (8), UN1717, II の順での記載か、

UN1717, Acetyl chloride, 3 (8), II の順でもよいということになった。

(3) 2007年1月1日からは、下記の順番での記載のみが認められる。

国連番号、PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、PG の順のみが認められる。

例: UN1717, Acetyl chloride, 3 (8), II のみが認められる。

**AMENDMENT TO 2004 IATA DANGEROUS GOODS REGULATIONS 45<sup>TH</sup> EDITION**

(Posted 10 December 2003)

IATA have advised that they should have clearly identified in DGR 8.1.6.9.1, in the 45<sup>th</sup> Edition, that at the end of 2004, the current sequence: PSN, Class, UN No., PG, Sub risk, will no longer be valid.

**From 1 January 2005, two formats are both acceptable**

PSN, Class (Sub risk), UN No., PG or

UN No., PSN, Class (Sub risk), PG will be acceptable.

**From 1 January 2007 only one format will be acceptable.**

UN No., PSN, Class (Sub risk), PG